

## ドメイン取得代行サービス約款

### 第1条（約款の適用）

1. このドメイン取得代行サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社ボナファイド（以下、「当社」といいます。）が提供するサービスである「ドメイン取得代行サービス」（以下、「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定めるボナネット基本約款（以下、「基本約款」といいます。）及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

### 第2条（サービス内容）

1. 本サービスは、レジストリ又はレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請若しくは届出、又はドメイン名の移管に関する諸手続（以下、併せて「登録申請等」といいます。）を、当社が、新規登録を希望する者又は利用者（以下、併せて「利用者」といいます。）に代わって行うサービスです。
2. 本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。
  - (1) .jp ドメイン
  - (2) .com .net .org .info .biz その他、サービスサイトにおいて取扱うトップレベルドメイン

### 第3条（上位規約等）

1. 利用者は申込にあたり、基本約款及び本約款に加えて、当社と、各TLD（T o p - L e v e l D o m a i n s）の情報を持つデータベースを管理している機関であるレジストリ（以下「レジストリ」という）とドメイン名の登録申請者との間のインタフェースとして機能するレジストラ（以下「レジストラ」という）間の契約条件またはレジストラとICANN（I n t e r n e t C o r p o r a t i o n f o r A s s i g n e d N a m e s a n d N u m b e r s）もしくはレジストリ間の契約条件、その他ICANN、レジストリおよびレジストラが随時採用するドメイン名に関するポリシー、指示、指針、その他の取り決め等の適用を受ける場合があることを、確認しかつ承諾するものとします。
2. 基本約款及び本約款と上位規約等に矛盾又は抵触する規定がある場合、上位規約等の規定が優先して適用されるものとします。

#### 第4条（紛争処理方針）

1. 利用者は、利用ドメイン名に関して生じた紛争の処理については、ICANNの採択した「統一ドメイン名紛争処理方針 (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)」及び「統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 (Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)」(これらの最新版)に従うものとし、当社は、何らの対応も行いません。なお、ドメイン名のうちJPドメイン名に関する紛争の処理については、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの定めた「JPドメイン名紛争処理方針」及び「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」等(これらの最新版)に従うものとし、

#### 第5条（登録申請等代行の手続）

1. 利用者は、当社指定の方法により、申込書を当社に提出することによりドメイン名の新規登録の申請の代行を申し込むものとし、かかる申込みにおいて、利用者は、その責任においてドメイン名を選定するものとし、利用者が、当社に利用料金を支払った後は、理由の如何にかかわらず、選定したドメイン名を変更することはできないものとし、
2. 利用者は、申込書に必要事項を記入のうえ、申込書を当社に提出することにより、新規登録以外の登録申請等の代行を申し込むものとし、

#### 第6条（申込みの拒絶）

1. 当社は、本約款における申込みの拒絶事由に該当する場合のみならず、上位規約等に照らし当社として不適当と認めた場合及び利用するサービスサイトに定める各ドメインを登録することができる資格、個数その他登録にかかる条件に適合しない場合も、前条の登録申請等の代行につき申込みを承諾しないことがあります。

#### 第7条（登録拒否）

1. 上位組織が、当社が代行して行った登録申請等を拒否した場合は、当該登録申請等に応じた登録等は実施されません。この場合、当社は利用者に対して、当社が受領した利用料金のうち、登録申請等代行手数料を差し引いた金額を返金するものとし、当該返金を除き、当社は一切責任を負わないものとし、

#### 第8条（登録情報の開示及び利用）

1. 利用者は、申込書に記入した利用者の情報が、Whois データベースへの登録等、公的に利用されること、及び上位組織が当該利用に関して制定した上位規約等に基づいて行う要請に従うことに同意するものとし、
2. 利用者は、当社に対し、前項に定める Whois データベースへの利用者の情報の登録等

において、当該情報の一部につき、当社所定の方法により当社の情報を用いて登録することを要請できるものとします。

#### 第9条（利用料金）

1. 利用者は、利用料金を、当社の定める支払期限までに当社に支払うものとします。
2. 利用者が利用するドメイン名の更新については、更新費用が生じます。ドメイン名の更新を希望する利用者は登録期間が満了する場合、当社が別途指定する日までに、当社の定める利用料金を当社に支払うものとします。
3. ドメイン名の登録情報変更を希望する利用者は、当社が別途指定する日までに、当社の定める利用料金を当社に支払うものとします。
4. 本サービスでは年間利用契約のみとなっていますが、当社への利用金額の支払方法には年額一括払いと月割り払いがあります。但し、利用料金を日割で精算することはありません。また、当社が受領した利用料金は中途解約を行った場合も一切返金されません。

#### 第10条（利用契約上の地位等の譲渡等の禁止）

1. 利用者が、本サービスに係る利用契約上の地位又は権利の全部又は一部を第三者に譲渡、提供、転売、利用契約上の地位若しくは義務を第三者に引き受けさせる行為、またはそれに準ずる一切の行為を禁止とします。

#### 第11条（登録及び使用の制限）

1. 上位組織及び当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者のドメイン名の登録を取消、移転、修正又は抹消する権利を有します。
  - (1) 利用者が上位規約等、基本約款又は本約款に違反した場合
  - (2) 上位規約等に基づき、正当な手続を経て要求又は許可された場合
  - (3) ドメイン名登録の取消、移転、修正又は抹消に関する各国の法令に基づく場合
  - (4) その他法令に違反した場合
  - (5) 上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合
  - (6) ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合
2. 当社は、ドメイン名の登録又は使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録等の手続を中止し又はドメイン名の使用を停止することができるものとします。その間、当社が実施した検討の過程及び結果の詳細について、当社は利用者に関示する義務を負わないものとします。
3. 利用者は、第1項各号による登録申請等の拒否、登録等の手続の中止、ドメイン名の使用の停止又はドメイン名の登録の取消、移転、修正若しくは抹消について、異議申立をすることはできないものとします。上位組織によるドメイン名の登録等の完了後に、ドメイン名の使用の停止又はドメイン名の登録の取消、移転、修正若しくは抹消がなされた場合、当社が受領した利用料金は返金されません。

## 第12条（登録期間、解約及び更新）

1. 本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間（以下、「登録期間」といいます。）は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録され、又は当社へのドメイン登録業者変更により、当社にその事実が記録された日から起算して、サービスサイトに定める期間のうち利用者が選択した期間とします。
2. 当社は、当社所定の期限までに、当社の定める方法による利用者からのドメイン名の解約の申請がなければ、ドメイン名の登録期間を、利用者が前項で選択した登録期間と同一の期間、更新の代行をするものとします。ただし、別途定める支払期限までに利用料金の支払いが確認できない場合は、本サービスにより登録されたドメイン名を抹消する手続きの代行をするものとします。
3. 利用者は、当社に対し、解約希望日の2か月前までに通知することにより、本サービスを解約することができます。この場合、通知の時期にかかわらず、当社が受領した利用料金は返金されません。

## 第13条（サービスの終了）

1. 当社は、上位組織の解散又はそのドメイン登録事業の終了により、本サービスの全部又は一部の提供を終了する場合があります。この場合、当社は、サービス提供の終了の旨を遅滞なく利用者に対して通知するよう努めます。ただし、この場合のサービス提供の終了及び通知の遅延について、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 本サービスが終了する場合、利用者は、利用者のドメイン名の使用の継続、又は登録の抹消等に関して、利用者の責任において、当社所定の手続を行うものとします。利用者は、当社所定の手続を行わないときは、利用者の意思に反して、そのドメイン名又は利用者に関する情報の登録がそのまま継続され、又はこれらの登録が抹消される場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

## 附則

### 第1条（適用開始）

この約款は、2024年11月1日より適用されます。